

商品概要説明書

やすらぎの会（スーパー定期複利）

（2024年4月1日現在）

商品名	・やすらぎの会（スーパー定期複利）
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・定型方式 3年、4年、5年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
預入方法 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位	・一括預入 ・30万円以上150万円以下 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息 （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法 （4） 税 金 （5） 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・20%（国税15%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口にお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 （1） 約定した預入期間が3年の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （2） 約定した預入期間が3年超4年以下の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10%

	<p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%</p> <p>⑤ 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>⑥ 3年以上4年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(3) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>③ 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>④ 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50%</p> <p>⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融課（電話：0977-66-5060）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記当JA金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、福岡県弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター (福岡県弁護士会館) (電話：092-791-1840) (北九州法律相談センター) (電話：093-561-0360) (久留米法律相談センター) (電話：0942-30-0144)</p>
その他参考となる 事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>・プリエール天寿の杜、プリエール暁谷への葬儀代金とします。</p> <p>・原則として、契約してから3ヶ月以上の貯金名義人はやすらぎの会の会員となります。会員は本人のみですが、特典として、会員の同居する家族または2親等までを会員扱いできるものとします。</p> <p>・葬儀代金は原則振込とします。</p> <p>・解約時（葬儀代金として使用）に以下の書類を提出して頂きます。</p> <p>① 喪主と相続人であるかたの身分証明書（運転免許証・印鑑証明書等）</p> <p>② 会葬礼状</p> <p>③ 葬儀費用の請求書</p> <p>・証書式のみ取扱とします。</p> <p>・一契約あたり150万円、会員一名あたり300万円を限度にお預かりします。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。